

「コロナ倒産」を回避する！ 危機対応の資金繰り対策
3 資金繰り維持の必要性 （講師 三村藤明弁護士）

1 現状

事業者の方は、営業利益を確保する努力をしてこられました。

しかし、現在、新型コロナウイルスの影響により、売上が昨年と比べて著しく低下しています。売上が落ち込んでいますから、入金も当然、非常に厳しいという状態にあると思います。

一方で、売上がなくても、毎月の経費は発生します。従業員の給料や、水道光熱費、あるいは店舗の賃料等、いわゆる「固定経費」といわれるものです。もちろんこれ以外にも、税金や社会保険料、そして銀行への返済があります。すなわち、たとえ売上はなくても、これらの支払は出ていくのです。

しかし、この売上の減少は、皆様の責任ではありません。新型コロナによる影響は、皆様の営業努力によってどうにかなるという次元をはるかに超えています。つまり、現在、世の中は、新型コロナによって、誰もが経験したことのない異常な事態が発生しているのです。

そして、ここでは、売上による入金が期待できないのですから、他の方法を考えねばなりません。

私は、事業者の皆様は、支払をコントロールして資金を確保し、資金繰りをつないでいくための方策をお伝えしたいと思います。

2 事業者自身ができる資金繰り対応策

まず、事業者の方がご自分でできる資金繰り対策を考えなければなりません。

それは、入金がないのですから、支出を抑制するということです。

事業者の方は、真面目に事業をやってこられたので、支払を止めるということにものすごく抵抗感があります。しかし、今は、異常事態によって入金がないのですから、資金繰りを維持するためには支出を抑制するしかないのです。

具体的には以下のとおりです。

3 税金

税金には、国税と地方税がありますが、どちらにも猶予制度が設けられており、今回の新型コロナウイルスの影響については、さらに特例が設けられています。どうぞ最寄りの税務署に相談してみたいと思います。

4 社会保険料

年金や健康保険等の社会保険料についても、納付の猶予制度があります。こちらも、詳しくは、管轄の年金事務所や健康保険組合に相談してください。

5 公共料金の支払猶予

水道や電気・ガスなどについても、支払猶予の取組がなされています。

まず、水道については、厚生労働省から、電気・ガス料金についても、経済産業省の資源・エネルギー庁から事業者には要請がなされています。

6 銀行の借入金

金融機関からの借入金についても、金融機関は、事業者からの元本の返済や利息の支払猶予要請に対して、迅速かつ柔軟に対応することとされており、金融機関の方も丁寧に対応してくれると思われまます、

7 賃料

一番の問題は、賃料ではないでしょうか？

店舗や事業所を借りている場合には、それは事業の根幹をなす部分ですので、賃料の支払いを一部でも止めるということは、非常に勇気のいることだと思います、しかし、皆様の責任でない事態によって売上が上がらず、したがって入金もないのです。他方、大家さんにしても、テナントがもし倒産してしまうと、大きな損害を受けることになり得ます。ここは、心を尽くして家主の方と支払の猶予や減免の交渉をすべきではないでしょうか？

賃料の支払猶予については、国土交通省から業界団体を通じて、支払猶予に柔軟に対応するよう依頼がなされています。

また、国も、賃貸人が取引先の賃料を減額・免除した場合に税務上損金として認められる措置などを講じています。つまり、大家さんにもメリットがあるような処理がなされているのです。

8 最後に

会社や事業を守るためには、言うまでもなく資金が不可欠です。現在は、新型コロナウイルスによる異常事態です。売上による入金がいよいよ期待できない以上、支出を抑えるしか方法はないのです。

また、現在の事態に対応するため、国も様々な呼びかけをし、かつ制度を設けて事業者の皆様の資金繰り支援をしています。大いに、それらの制度を利用していただきたいと思ひます。

この国難は、国民の皆が力を合わせて乗り切らねばなりません。負担や痛みも皆で分担し、乗り越えていくしかないと思ひます。

事業者の皆様、どうぞ頑張ってくださいと思ひます。